

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月31日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

堀 明 人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

宇治商工会議所が指定管理者を務める宇治市産業会館の管理運営状況について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部産業振興課・宇治商工会議所における宇治市産業会館の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和5年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年1月6日から31日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査対象施設の概要

1 施設の概要

ア 所在地	宇治市宇治琵琶 45 番地の 13			
イ 竣工	昭和 62 年 3 月			
ウ 延床面積	2, 712. 35 m ²	内訳	宇治市産業会館	959. 74 m ²
			宇治商工会議所	1, 285. 14 m ²
			共有施設面積	467. 47 m ²
エ 構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）			
オ 主な施設内容	1 階	産業情報コーナー、多目的ホール		
	3 階	第一研修室、第二研修室、茶室、産業振興課事務室		

2 業務

(1) 宇治市産業会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること

- ・産業に関する講演会、研修会、各種会議、展示会、催物等に関するこ
と
 - ・産業製品の展示、紹介、情報提供に関すること
 - ・設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事業
- (2) 会館の建物、附属施設等の維持管理に関すること
 - (3) 会館の使用許可に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
 - 4 指定管理者選定方法 非公募
 - 5 利用料金制度 導入なし
 - 6 利用実績(令和5年度)

	件数(件)	人数(人)
産業情報コーナー	41	627
多目的ホール	119	5,767
第一研修室	229	5,272
第二研修室	190	2,983
茶室	64	763
合 計	643	15,412

第7 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、産業振興課の指導のもと改善されたい。産業振興課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 産業振興課、宇治商工会議所

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
- (2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
- (3) 施設設備等の維持管理について
適正に管理されていた。
- (4) 出納事務及び契約事務について

委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

- (5) 備品管理状況について
適正に管理されていた。